

笠間市道に係る移動等円滑化のために必要な
道路構造に関する基準を定める条例（案）の概要

1. 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項及び第2項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、標記の条例を定めるものです。

2. 条例制定の考え方

本市の条例案は、基本的には現行基準のとおりとし、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)により定められていたものと同様の内容とします。

基準の内容	現行基準	市の考え方	
		市の基準	理由
道路移動等円滑化基準について	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	現行の基準と同じ ※ただし市で設置しないものは除く	独自基準を設ける特別な事情がないと判断